

介護保険料の納付額の平準化について

《6月と8月の天引き額が変更になります》

介護保険料を年金天引きで納めていただいている皆様のうち、仮徴収額(4月、6月、8月)と本徴収額(10月、12月、2月)に大きな差が生じると想定される方について、平準化を行いましたので、お知らせいたします。

平準化とは？

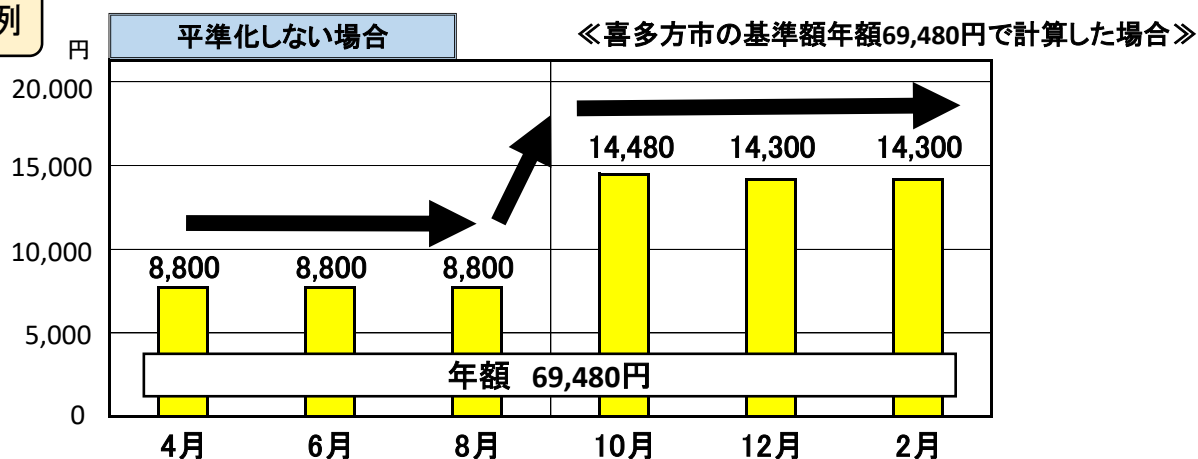
年金支給月ごとに納めていただく介護保険料額が、できるだけ均等になるよう、6月と8月分の保険料額を変更することを「平準化」といいます。

※年間で納めていただく保険料の合計額に変更はありません。

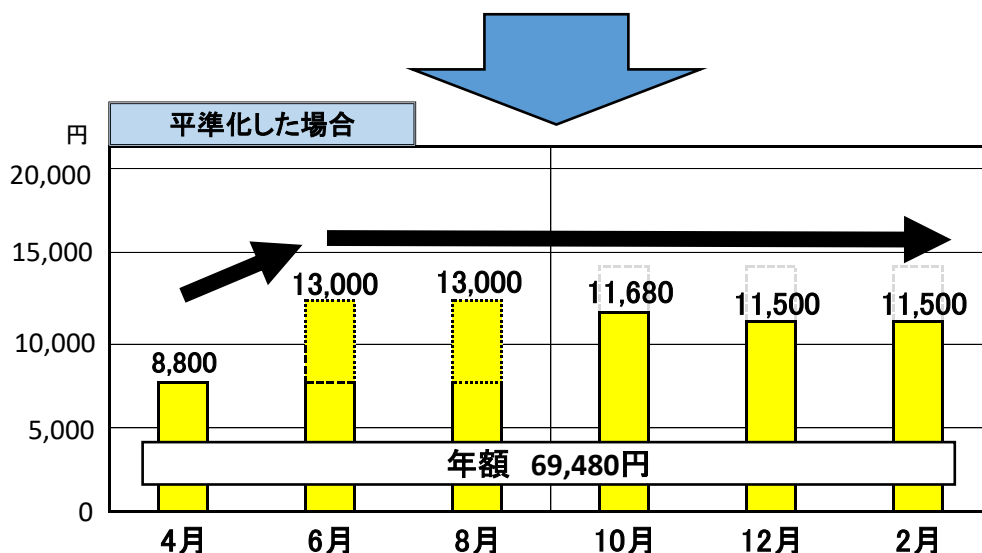
《仮徴収額とは》 4月、6月、8月の保険料額のこと、一旦、仮の金額(原則前年度の2月分と同額)で納付していただきます。

《本徴収額とは》 6月に確定した所得を基に算定した年間保険料額から、仮徴収額を差引いた金額のこと、10月、12月、2月に納付していただきます。(7月中旬に別途お知らせします。)

平準化の例



仮徴収額(4月、6月、8月)と本徴収額(10月、12月、2月)に大きな差が生じます



平準化することにより、納付額が均等になります